

マイナンバー制度とは？

2016年（平成28年）1月からスタートする

- ・住民票を有する国民ひとり一人に12桁の個人番号を発行。
- ・法人等の民間企業にも13桁の法人番号を発行。

■マイナンバー制度の目的

社会保障や税制度、災害対策など各分野で効率性・透明性を確保し、国民生活の利便性の高い公平・公正な社会の実現を目的として導入される制度です。

■期待される効果

- ・所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。（公平・公正な社会の実現）
- ・添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。（国民の利便性の向上）
- ・行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。（行政の効率化）

■制度スケジュール

